

日本版画会例規集(2021年版)

日本版画会会則

制定1960年2月21日

- ・1991年12月1日一部改正 ・2004年11月27日一部改正 ・2012年11月17日一部改正
- ・2014年4月19日一部改正 ・2015年11月17日一部改訂 ・2018年4月21日一部改正
- ・2020年12月14日一部改正 ・2021年4月20日一部改正

第1章 総則

第1条 本会は日本版画会（以下、「会」と言う。）と称する。

第2条 会は版画芸術を持って各自の創作活動を発展させ、その地位の向上を図り、社会全体の文化の活性化と版画教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

第3条 会の事務所を、会務の遂行上東京又はその周辺に置く。

第4条 会は、理事会の承認を得て、必要地に支部を置く。

第2章 事業

第5条 会の目的達成のため、次の各号の事業を行う。

- (1) 展覧会を年1回以上定期的に開催する。
- (2) 作家の育成と版画芸術のオリジナル性を追求するため、研究・調査・指導を行う。
- (3) 版画作家の社会的地位向上と、版画芸術の普及と社会貢献のための活動へ助成を行う。
- (4) 広く作家を求め、全国及び海外交流など積極的に門戸を開く。
- (5) その他会の目的達成のために必要な事業を行う。
- (6) 会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

第6条 会を構成する者の資格種別は、会員、準会員、会友(以下、「会員等」という)とし、作品を主体に次の各号の通り監審査し、会員総会にて決める。

- (1) 会友は、一般出品者の中から、別に定める基準において、一定の評価を得た者。
- (2) 準会員は、会友の中から作品が優秀と認められる者。
- (3) 会員は準会員の中から作品が優秀と認められた者

第7条 会は優秀な作家を定期展覧会に招待し、連続3回以上出品した後、別に定める基準に照らし、優秀と認めた時は、準会員以上の資格に推挙することができる。

2、招待者の推挙は理事が行い、理事会で決定する。

3、招待者の資格等は別に定める。

第8条 会員等は次の各号の義務を負う。

- (1) 会の企画する事業に協力し参加すること。
- (2) 特別な理由がない限り、会の定期展覧会に出品すること。

第9条 会員等の資格の喪失は次の各号による。

- (1) 本人が退会を申し出たとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

第10条 会員等が次の各号に該当するときは、会員総会の議決を経て会長がこれを除名すること

ができる。ただこの条項を提起するときは、該当者の希望を受けて、理事会で弁明する機会を設けなければならない。

- (1) 特別の理由なく、会費を二カ年以上滞納したとき。
- (2) この会の、会員等としての義務に違反したとき。
- (3) 会員等が本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、会の目的に反する行為があったとき。

第11条 会員等が病気その他の理由により、ある期間やむなく出品不能等、第7条の協力をなし、
難しい場合は、本人の申し出により理事会に諮り「休会」とすることができる。

第12条 会に次の各号の基準により、名誉会長、名誉会員、終身会員を置くことができる。

- (1) 名誉会長は引退した会長より会員の推薦によって総会の承認を以って決定する。
- (2) 名誉会員は、会員として20年以上所属した年齢八十才以上の会員の中から、会の発展に貢献したと認められる者を理事会で推薦し、総会の承認を以て決定する。
- (3) 終身会員は、会友から20年以上所属した会員の中から、会の発展に貢献したと認められる者を理事会で推薦し、総会の承認を得た者は、引退後も「終身会員」として、会の名簿にとどまることができる。
- (4) 会の発展に寄与した会内外の作家及び外部の有識者を、理事会の推薦により総会で決定し、顧問に推薦することができる。

第13条 会員等は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 会員は年額 32,000 円
- (2) 準会員は年額 28,000 円
- (3) 会友は年額 25,000 円

- 2、 名誉会長及び名誉会員、終身会員、休会中の会員は会費を免除する。
- 3、 入会費として会友入会時に 20,000 円を納めなくてはならない。
- 4、 会費は原則として、毎年 10 月末までに納金する。
- 5、 既納会費はいかなる理由があっても返還しない。

第4章 組織・役員

2、 理事は会員の中から第15条の規定によって選任した者及び第4条に規定する支部を代表する者（以下「支部長」という）とし、次の第1号から第6号各号に規定する役務を行う。また、会務の執行を円滑に行うために第7号から第9号の役職を必要に応じて置くことができる。

- (1) 会長 1名 会務を総理し会を代表する
- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長が欠けた場合は職務を代行する
- (3) 事務局長 1名 会の事務全般を指揮監督し、事務を遂行する
- (4) 会長補佐 若干名 持てる経験と技能によって専門分野について会長を補佐するもので、必要に応じて置くことができ、責務は副会長に準ずる
- (5) 担当理事 職務を勘案した必要人数 第4項に規定する役務を担当する
- (6) 監査 2名 会計監査を行う
- (7) 事務所長 1名 本条第3項第3号により、会務行い責務は理事に準じる
- (8) 事務委員 若干名 本条第3項第4号により、会の事務を行う
- (9) 会務委員 若干名 事業の執行に必要な情報の提供及び会務を担当する

3、 役員等の選任は次の各号による。

- (1) 理事の選任は当分の間、改選期における前期の理事会で、次期以降の事業や方向性を勘案して推薦案を作り、総会に諮り選任する。ただし、支部長は支部の規定により選任する
- (2) 会長、副会長、事務局長は支部長と兼職しない。就任時、支部長の職にある者は、就任後概ね6カ月を目途に兼務状態を解消しなければならない

(3) 事務所長は事務局長と事務所の位置が遠距離の場合、事務所に近い会員の中から理事会で選任し、事務局長の指揮のもと事務及び事務所の管理に当たる

(4) 事務委員は理事会の意見を聞いて会長と事務局長が協議して選任し、事務局長の指揮のもと会の事務を行う

(5) 会務委員は会内外から、会の事業推進に協力する者の中から理事会の承認を受けて選任することができる

4、理事等の任期は次の各号とする。

(1) 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。また、同一の役職に留任することを妨げないが、会長の職にあつては2期以内とする。ただし、理事会の決定により1期2年に限り追加できる

(2) 理事会における役務の分担は、理事の互選とし、1任期中は原則としてその役職を変更することができない。ただし、欠員が発生した場合、調整のために行う変更はこの限りでない

(3) 事務所長、事務委員、会務委員の任期は選任された期の理事の任期に準ずるが、一定の役務を明示された会務委員は、その事業終了をもって任期の終了とする

第15条 会の運営のため、次の各号の部門を設け、理事の協議により各部門に部長及び次長を置く。

(1) 総務部 会務全般を事務局長とともに管理し、部長は事務局次長を兼務する

(2) 財務部 会計管理及び将来の財務の検討、各事業の運営状況の監査を行う

(3) 展覧会部 定期展覧会の企画及び実施運営、審査事務を担当する

(4) 事業部 他の部門に属さない海外展や会の目的達成のために必要な事業の企画と運営を行う

(5) 広報部 報道対応、「刷りの日々」の発刊、ホームページの編集及び管理運営を行う

(6) 技術教育部 版画芸術の普及と新技術の研究、版画教室や実演の実施を担当する

(7) その他の事業部の設定 会の年間事業計画の実施に伴い、事業運営の必要に応じて、新たな部門(特任部)の設立を行うことができる。ただし、事業の終了を持って解散する

第16条 理事会の中に緊急及び重要な案件の原案策定のために執行役員会を置く。

2 執行役員会は会長、副会長、事務局長で構成する。但し、必要に応じて部長の参加も認める。

3 執行役員会は会長が主催し座長となる。その事務は事務局長が当たる。

第17条 事業運営のため各機関の権能に応じて、目的を特定した課題解決のための委員会及び事業を円滑に行うための実行委員会(以下、「委員会等」という。)を、理事会の承認を得て置くことができる。

2、委員会等を設置する期間は、事前に要綱案を定めて会長の許可を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。

3、理事会及び執行役員会は、実行委員会の設置について、必要がある場合その方針について意見を言うことができる。

4、委員会等の運営に関し必要な事項は別に理事会が定める。

第18条 役員及び機関の職務と義務は次の各号による。

(1) 会長はこの会を代表し会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又はかけたときは、代行としてその職務を代理し又はその職務を行う。また、執行役員は協議し、部門の担当を定めて、各部の活動を総括する。

(3) 監査は、会の会計や業務を監査し会員総会にて報告する。

(4) 理事は、会全体の代表として、公平な立場から会の事業のすべてを審議し、その実行に責任を負い、部門の会務を担当する。

(5) 執行役員会は会則で認められた案件のほか、年度の予算や事業計画の原案を作成すること、理事会で限定的に委託された事業等の審議、緊急やむない場合で理事会を開催することができない場合、その権限を代行する。

(6) 役員は、職務上知りえた個人情報や会の不利益になる事柄は、他に漏らしてはならない。

この条項は、実行委員他、すべての会務にかかわる者に適用する。

第 19 条 事務局長は、会長の意を受けて企画立案を行い、総務部及び財務部と協力して、会の運営にかかる全ての事務について責任をもって監督する。

2、事務局長は事務局員数名を任命し、会の事務に当たらせることができる。

第 5 章 会員総会及び理事会等

第 20 条 会員総会（以下、臨時会も含め「総会」という）は、事業年度当初に開催することを原則とする。ただし、他の事業との関係などによっては、調整されることがある。

第 21 条 会員総会臨時会は必要に応じて、会長の招集で開催する。

2、会長は会員の 3 分の 2 以上、若しくは理事の 2 分の 1 以上の要求で臨時会を開かなければならない。

第 22 条 総会においては次の各号の議事を行う。

- (1) 事業及び監査報告
- (2) 決算の承認
- (3) 予算の審議
- (4) 事業の決定
- (5) 理事の選出
- (6) 会則の改廃
- (7) その他重要事項

第 23 条 総会の議事は、その冒頭に特別の定めを置かない限り、参加会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決する。

2、議長はその都度、理事の中から選任する。

3、総会の会議録署名者は、支部長が輪番で行う。ただし、当該総会の担当に当たる理事が欠席の場合は、次の番の理事が、会議録に議長とともに署名する。

4、会議録の調整は事務局長と総務部が当たる。

5、欠席者はあらかじめ意見の具申または委任状を提出することができる。

6、臨時総会は、具体的な協議内容を明示して会長が招集する。

第 23 条の 2 緊急及び社会的事情により、一か所に集合して総会を開催できない時は理事会の決定を経て文書を会員に送付し、郵便等の評決によって会員の意思を決定することができる。

2、この場合、会則に規定する議長及び書記を置くことができないので、その評決を確認するための確認者 2 名を、第 23 条第 3 号の規定に準じて選任する。(2020 年 12 月 14 日改定)

第 24 条 理事会は必要に応じて、会長の招集で開催する。

2、会長はその職務を遂行するため理事会の議長を務め、書記は理事の中から選出し議事録をまとめる。

第 25 条 前二条の会議のほか、必要に応じて、部長が招集する部会、実行委員長が招集する実行委員会など、必要に応じて各種会議（総称して、「役員会」と称する。）を開催することができる。

第 26 条 執行役員は、会のあらゆる会議に出席し、参考意見を述べることができる。また、それぞれの会議の主催者から要請があった場合は、関係役員は出席しなければならない。

2、要請のあった会議に欠席する場合は、その理由を主催者に伝え、必要があれば代理の者を送らなければならない。

第 6 章 展覧会及び審査

第 27 条 会の定期展覧会は毎年 1 回公募展を開催する。また必要に応じて、地方展及び海外展を開催する。

2、公募展の際、公募作品の審査は、会員の中及び外部有識者(以下、「外部審査員」という)で構成

する「審査委員会」を設け審査する。

3、審査委員会の権能及び選考基準等の詳細は、日本版画会展審査要綱による。

第7章 会計

第28条 会の経費は会費、寄付金、事業収入等をもって充てる。

2、会計年度は事業年度とする。

3、会の会計は財務部で行い、総会前に開かれる役員会に決算見込書を提出し、監査を受ける。

4、決算及び予算は総会直前の理事会で審議され、会計報告として事業報告及び事業計画と共に総会に提出し承認を受けなければならない。

5、会計処理上、年度末以内に行われた行為にかかる経費は当該年度として処理する。

6、年度末から新たな予算が決定されるまでの間は、会長が意見を聞いて暫定的に決定する。

7、会計の支出基準及び処理は日本版画会会計規則に定める。

第8章 雑則

第29条 会の規定の改廃は次の各号による。

(1) 会則の改廃は総会において行う。

(2) 会則の取り扱いの詳細は必要において理事会が規則及び要綱等で定める。

(3) 個々の事業等にかかる規定で重要なものは、「要綱」若しくは「要領」として、理事会が定め、事業の完了によって廃止する。

(4) 個々の事業にかかる規定で、その関係機関の権限の範囲のものは「通知」として、それぞれの機関が、会長と協議の上、関係各位に通知する。その効果は関係事業の完了を持って終了する。

(5) この規定に具体的定めのない事項については、会長が定める。

附則

1、この会則は会員総会の承認の日から施行する。

2、平成24年度は、活性化作業の関係から、調整年度と規定し、平成26年度末までを1期とする。

3、令和3年度の会費は、平成29年度、平成30年度、令和1年度の次年度繰越金の平均金額を、令和2年度の繰越金から差し引いた額から、緊急対策基金として100万円を引き、残った残額を会費の各階層別の比率を勘案した割引額を計算し、算出された金額を差し引いた額を会費とする。ただし算出額の1000円未満は切り捨てる。(2020年12月14日改定)